

Q-CAT 産業財産権規程

全国タイル工業組合

(総則)

第1条 本規程は、**Q-CAT** の参加者（以下、単に参加者という）が所有する接着剤張り（**Q-CAT** 認定規格の定義による）の施工品質向上に係る産業財産権について規定する。

(定義)

第2条 本規程における「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権をいう。

2 本規程における「実施」とは特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為をいう。

3 本規程における「対象産業財産権」とは、参加者が所有する接着剤張りに係る産業財産権のうち、**Q-CAT** で定められた認定基準に基づいてタイルの製造、施工を行う場合に不可避免的に実施されることになる産業

財産権をいう。対象産業財産権の特定方法については、第3条の規定に従うものとする。（対象産業財産権の特定方法）

第3条 第2条に規定する対象産業財産権は、次のとおり選定、管理する。

① 対象産業財産権とは、特許庁にて設定登録されたものをいう。

② 接着剤張りに関連する産業財産権（外装タイルに関するもの及び施工に関するものをいい、タイルの形状、タイルのユニット化に関するもの及び施工工具に関するものを含む）を所有する参加者は、自らが所有する産業財産権のうち、**Q-CAT** で定められた認定基準に基づいてタイルの製造、施工を行う場合に不可避免的に実施されることになる産業財産権については、別紙1に定める「**Q-CAT** 対象産業財産権申請書」により、組合に届け出るものとする。

③ 前号の規定にかかわらず、タイルの原料、調合および生産技術に関するものならびに接着剤の原料、調合および生産技術に関するものは、対象産業財産権には含まないものとする。

④ 第②号の申請を受けた組合は、**Q-CAT** 委員会において、申請された産業財産権が対象産業財産権に該当するか否かを審査し、決定するものとする。

2 組合は、前項第④号の規定により決定した対象産業財産権を、別紙2に定める「**Q-CAT** 対象産業財産権一覧表」により参加者に対して公表するものとする。

3 参加者は、**Q-CAT** 対象産業財産権一覧表に追加すべき対象産業財産権が生じた場合、または **Q-CAT** 対象産業財産権一覧表から削除すべき対象産業財産権が生じた場合には、別紙3に定める「**Q-CAT** 対象産業財産権申請書（追加）」または別紙4に定める「**Q-CAT** 対象産業財産権抹消申請書（削除）」により、速やかに組合に届け出るものとする。届出を受けた組合は、遅滞なく **Q-CAT** 委員会を開催し、申請の適否を審査し決定する。組合は、速やかに **Q-CAT** 対象産業財産権一覧表を修正することにより改廃に関する審査結果を参加者に対して公表するものとする。なお、追加または削除の申請については、対象産業財産権の権利者であるか否かを問わず申請できるものとする。

4 参加者は、組合が公表した **Q-CAT** 対象産業財産権一覧表について疑義がある場合（対象とすべきではない産業財産権が存在すると考えられるとき等）には、組合にその旨を申し出ることができ、申し出を受けた組合は遅滞なく **Q-CAT** 委員会を開催し、審査するものとする。この場合、組合は、弁護士・弁理士等の専

門家の意見を仰ぐことが出来、また、最終的には、組合の意思により、調停、仲裁または裁判等の第三者機関、制度を活用することもでき、疑義を申し立てた参加者は、これら第三者機関等の活用同意するものとする。そして、組合及び疑義を申し立てた参加者は、これら第三者機関等が導き出した結論に同意するものとする。

(実施許諾)

第4条 対象産業財産権を所有する参加者（以下、単に権利者という）は、対象産業財産権の実施を予定する他の参加者（以下、実施予定者という）に対し、対象産業財産権に基づく差止請求権を行使せず、実施許諾するものとする。

2 対象産業財産権が第三者との共有に係るものである場合は、権利者は、実施予定者に対し差止請求権を行使しないことの同意を共有者から得よう努めるものとする。

(実施許諾契約)

第5条 実施予定者は、権利者との間で実施許諾契約を締結するとともに、当該実施許諾契約の条件に従わなければならないものとする。

2 前項に規定する実施許諾契約の契約条件については、権利者と実施予定者が協議の上その都度決定するものとするが、非差別的かつ合理的な条件とする。

3 権利者は、実施許諾契約締結後、その契約期間中といえども、自らの判断により対象産業財産権を権利放棄することができる。

4 実施予定者および他の参加者は、実施許諾契約の有無に関わらず、対象産業財産権に無効理由があると判断した場合には、特許庁に無効審判請求を請求することを妨げられない。

(協議)

第6条 第5条第2項の実施許諾条件につき権利者と実施予定者との間で協議が成立しない場合は、当事者である参加者は、組合の意見を参考にしたり、日本知的財産仲裁センターを仲裁機関として利用したりするなどして解決を図るよう努めるものとする。

(組合の権限)

第7条 組合は、参加者が本規程に違反した場合、当該参加者に対し書面により改善方を通告するものとし、通告後1ヶ月以内にその改善が行われなときは、当該参加者のQ-CATへの参加を制限できる権限を有するものとする。

2 組合は、参加者に対し対象産業財産権に係る一切の責任を負わないものとする。

[附則]

1. 本規程は、2009年12月1日より施行する。